

岐阜県公報

号 外 (7) 平 成 三 十 年 四 月 一 日

目 次

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	一
訓 令 甲		
岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令	(税 務 課)	二

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十六項」に改める。
第七十一条第一項中「第五十五条第五項」を「第五十五条第六項」に、「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同条第二項中「住宅を新築し」を「住宅を新築し、」に改め、「日から」の下に「同条第三項の規定による不動産取得税の減額の適用を受けようとするものは条例第五十八条の二第一項の証明を受けた日から」を加える。
第七十二条中「第五十九条」を「第五十九条第一項」に、「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改める。
第七十三条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改める。
附則第四条第二項中「附則第七条の四第三項」の下に「第六項又は第八項」を、「において」の下に「読み替えて」を、「附則第七条の四第一項」の下に「第五項又は第七項」を加え、同条第三項中「附則第七条の四第三項」の下に「第六項又は第八項」を、「において」の下に「読み替えて」を加える。
第七十七号の二様式中「第53条第33項」を「第53条第35項」に、「第9条の8の6」を「第9条の8の5」に改める。

附 則
この規則は、公布の日日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第三十五項及び第三十六項」を「第三十七項若しくは第三十八項」に改める。

第八十五条第二項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十三項」に改める。
第九十三条第三項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第九十五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

第九十九条第一項中「第二項第一号」の下に「若しくは第三項」を加える。
附則第三項中「及び第六項」を「第六項若しくは第八項」に改める。

別記第百八十九号様式中「第53条第38項（第39項・第40項）に附した」を「第53条第40項（第41項・第42項）の範囲による」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年四月一日発行

発 行 者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社